

## 京都府警察スローガンの運用について（通達）

〔 制定 平成27. 12. 17 例規広第33号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

みだしのことについて下記のように定め、平成27年12月17日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

なお、京都府警察スローガンの制定について（平成26. 12. 10：一般広第 189号）の一般通達は、廃止する。

### 記

#### 1 趣旨

この通達は、京都府警察スローガン（以下「スローガン」という。）の適正な運用のため必要な事項を定めるものとする。

#### 2 スローガン

スローガン並びにスローガンの趣意及び基本デザインは、別表のとおりとする。

#### 3 スローガンの運用

##### (1) 運用の基本

スローガンは、京都府警察の基本姿勢を広範囲かつ効果的に府民に伝えるため、広報活動、各種行事、日常の府民との応対等に際して、積極的に使用するものとする。

##### (2) 使用する広報媒体

ア スローガンは、基本デザインに従い、京都府警察がインターネット上に開設するホームページ、広報誌、広報啓発用の物品及び資料、名刺、事務用品等文字又は音声を通じて広報に用いるあらゆる広報媒体に使用するものとする。

イ スローガンを公務上使用する名刺に使用する場合は、用紙の各辺の余白部分のいずれかに印刷するものとする。

##### (3) 運用上の留意事項

スローガンの運用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 原則として、基本デザインに変更を加えないこと。

イ 警告書、呼出状その他の職権を行使するための文書又は図画には使用しないこと。

ウ 個人の宣伝又は不当な目的に利用されないようにすること。

#### 4 広報応接課長との事前協議

所属長は、前記3の(2)のアの広報媒体以外でスローガンを使用しようとする場合又は基本デザインに修正を加えて使用する場合は、事前に広報応接課長と協議するものとする。

別表

<p>京都府警察スローガン（運用開始日 平成27年1月1日）</p>	
<p>千年を守る 未来を創る</p>	
<p>趣意</p>	<p>京都は、平安遷都から東京<sup>てんと</sup>奠都に至る千年にわたって都として栄え、他に例を見ない我が国を代表する歴史と文化の町である。</p> <p>それは、綿々と伝統を守り抜いた人々の<sup>たゆ</sup>弛まぬ努力の<sup>たまもの</sup>賜であり、人々の思いは脈々と受け継がれ今日に至っている。</p> <p>京都府警察は、この千年の伝統を守る人々の営みを守り、人々とともに手を携えて後世に伝えていく。</p> <p>同時に、刻々と変貌する社会に機敏に対応し、新たな視点と工夫により変えるべきは変え、全ての人々が安全で安心して暮らせる京都の未来を人々とともに創り続けていく。</p> <p>この京都府警察の思いをこの10文字に記す。</p>
<p>基本デザイン</p>	<p>横書き</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>千年を守る 未来を創る</p> </div> <p>縦書き</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>千年を守る 未来を創る</p> </div> <p>注1 書体は、原則として、AR楷書体M（太字）を用いること。          2 文字は全角とし、「千年を守る」と「未来を創る」の間は1文字空けること。          3 表記は1行とすること。          4 11文字分（空白を含む。）の縦横の比率は変更しないこと。          5 枠はデザインに含まない。</p>